成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する 法律(成田財特法)の一部を改正する法律の概要

平成25年度末でその期限が切れる成田財特法の有効期限を 5年間延長する(予算関連・日切れ)。

成田財特法の概要

- 〇 成田国際空港の周辺地域における公共施設を計画的かつ総合的に整備 するため、国が財政上の特別措置(補助率かさ上げ)を講じるもの。
 - 制定 昭和45年3月(以後、6回延長)
 - 現行法 平成21年3月施行 →有効期限:平成26年3月末

<補助率かさ上げの例>

	(通 常)		(かさ上げ後)
県道·市道	5/10		2/3
町村道	5/10		8/10
下水道	5/10	,	6/10

延長の理由

- 〇 期限内完了が困難な事業(県道、町道、下水道)があること
- 〇 平成26年度中には年間発着枠が30万回(現在は27万回)に拡充 されることなどに伴う更なるインフラ整備の必要性
 - ※ 新規事業として国道、県道、市町道の追加要望あり
- 〇 国の支援姿勢の明確化

施行期日

〇 公布の日